

# 役割・責務

# 予防対策（災害への備え）

# 応急・復旧対策

市民・事業者

## 第4条《市民の役割》

- ▶ 自分と家族の安全確保のため、必要な備えに努めましょう。
- ▶ 普段から助け合いの重要性を認識し、近隣住民同士の良好な関係の形成に努めましょう。



## 第5条《事業者の役割》

- ▶ 従業員と来訪者の安全確保のため必要な対策に努めましょう。
- ▶ 地域の防災活動への協力に努めましょう。



## 第10条《避難行動のための準備》

- ▶ 市民は、自宅周辺の災害リスクをハザードマップ等で把握し、避難先や避難方法の確認に努めましょう。
- ▶ 市民は、非常持出品の準備に努めましょう。



## 第8条《防災に関する知識の普及等》

- ▶ 市民、事業者、自主防災組織は、知識の習得や訓練の実施に努めましょう。



## 第9条《建築物等の安全確保》

- ▶ 所有し、管理している建築物・工作物の安全確保に努めましょう。
- ▶ 家具等の転倒防止に努めましょう。
- ▶ 市内の森林の所有者・管理者は、適正な森林管理に努めましょう。

## 第11条《物資の備蓄等》

- ▶ 市民は、食料・飲料水・携帯トイレ等物資の3日分以上の備蓄に努めましょう。
- ▶ 事業者は、食料・飲料水・携帯トイレ等の帰宅困難となった従業員等に必要な物資を備蓄するよう努めましょう。



## 第13条《要配慮者の支援》

- ▶ 市民、自主防災組織、民生委員は、相互に協力して、普段から要配慮者の安否確認・見守り活動に努めましょう。

※要配慮者とは…  
高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、外国人など

※避難行動要支援者とは…  
▶ 要介護認定3以上の方  
▶ 次の手帳の交付を受けている方  
・身体障害者手帳(1・2級)  
・療育手帳(A～A2判定)  
・精神障害者保健福祉手帳(1・2級)  
▶ 75歳以上のみの高齢世帯 など

## 第12条《自主防災活動》

- ▶ 自主防災活動への積極的な参加・協力を努めましょう。
- ▶ 普段から自主防災組織、消防団、民生委員と連携を図るよう努めましょう。



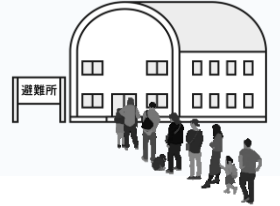
## 第16条《応急対策》

- ▶ 市民は、災害に関する情報に留意し、必要と判断したときは速やかな避難に努めましょう。
- ▶ 事業者は、災害に関する情報に留意し、従業員等を守るため速やかに必要な措置を講ずるよう努めましょう。
- ▶ 市民・事業者・自主防災組織は、お互いに協力し、次のことに努めましょう。

- ① 情報の収集と伝達
- ② 避難行動要支援者への避難支援
- ③ 出火防止・初期消火
- ④ 救護・救出
- ⑤ その他の応急対策

## 第17条《避難所の運営等》

- ▶ 避難者は、避難所の円滑な運営に協力するよう努めましょう。
- ▶ 避難者は、避難所での生活が長期化することが予想される場合は、お互いに協力して避難所の運営に努めましょう。
- ▶ 事業者は、事業所周辺の避難者に対し、滞在場所の提供に努めましょう。



自主防災組織

## 第6条《自主防災組織の役割》

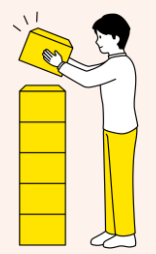
- ▶ 積極的に防災活動を行い、地域のつながりと防災力の強化に努めましょう。
- ▶ 事業者や市が実施する防災活動への協力に努めましょう。

## 第11条《物資の備蓄等》

- ▶ 自主防災組織は、初期消火・救助・避難等に必要となる防災資機材の整備に努めましょう。

## 第12条《自主防災活動》

- ▶ 地域の特性に合わせた防災訓練の実施に努めましょう。
- ▶ 速やかに避難できるよう連絡体制の整備に努めましょう。



推進・支援

支援・協力

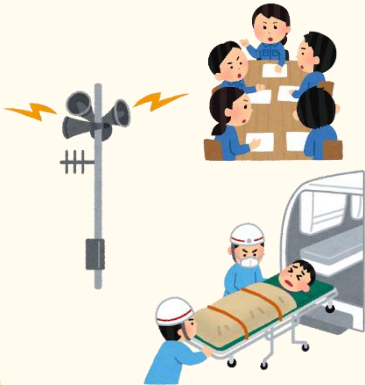
情報提供

運営支援

市

## 第7条《市の責務》

- ▶ 市民の生命・身体・財産や事業者の財産を災害から守り、その被害を最小限にとどめるため、防災対策を総合的に推進します。



## 第8条《防災に関する知識の普及等》

- ▶ 防災の有識者と協力し、市民・事業者・自主防災組織が防災に関する知識を習得するために必要な対策を講じます。
- ▶ 市民・事業者・自主防災組織に対し、避難場所や避難情報等に応じてとるべき行動を啓発します。
- ▶ 職員に対する研修・訓練を実施します。

## 第9条《建築物等の安全確保》

- ▶ 公共施設の被害防止(軽減)に必要な対策を計画的に行います。

## 第11条《物資の備蓄等》

- ▶ 災害時に必要な物資・防災資機材を計画的に備蓄・整備します。



## 第14条《業務継続計画の策定》

- ▶ 業務継続計画をあらかじめ策定します。

## 第12条《自主防災活動》

- ▶ 自主防災活動を促進するため、その活動を支援します。

## 第13条《要配慮者の支援》

- ▶ 避難行動要支援者名簿の情報を、本人同意を得た上で、避難支援等関係者に対し提供します。
- ▶ 福祉避難所をあらかじめ指定します。

## 第15条《協定の締結》

- ▶ あらかじめ他の地方公共団体、公共の団体や事業者と災害時の応援に関する協定の締結に努めます。

## 第16条《応急対策》

- ▶ 多様な情報伝達手段を用いて、速やかに避難情報等の災害に関する情報を発信します。
- ▶ 防災関係機関と連携し、応急対策が効果的に実施されるよう努めます。



## 第18条《ボランティア活動》

- ▶ ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動への支援を行う。

## 第17条《避難所の運営等》

- ▶ 必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、避難者の安全・健康に配慮し運営します。
- ▶ 避難者が避難所運営をする場合は、その運営を支援します。

## 第19条《復旧対策》

- ▶ 国や防災関係機関、ボランティア団体等と連携し、速やかに都市基盤の復旧・市民生活の再建に取り組めます。